

最近の判例から

(1)－信義則上の説明義務－

契約の締結に先立ち信義則上の説明義務に違反して相手方に情報を提供しなかった場合、債務不履行責任がないとされた事例

(最高裁 平23・4・22 金・商 1372-30) 福島 直樹

契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはないというべきであるとされた事例（最高裁 平成23年4月22日 破棄自判 金融・商事判例1372号30頁）

1 事案の概要

(1) Y（上告人：信用協同組合）は、平成6年に行われた監督官庁の立入検査において、自己資本比率の低下を指摘され、さらに、平成8年に行われた立入検査においても、実質的な債務超過の状態にあるなどの指摘を受け、文書をもって早急な改善を求められたが、その後も上記の状態を解消することができないうままであった。

(2) 平成10年ないし平成11年頃、Yは、債務超過の状態にあって、早晚監督官庁から破綻認定を受ける現実的な危険性があり、このことを十分に認識し得たにもかかわらず、X1ら（X1、X2は個人、X3、X4は会社）に対し、そのことを説明しないまま、Yに出資するよう勧誘させた。

(3) X1らは、上記の勧誘に応じ、平成11年

3月、Yに対し、各500万円の出資をした。

(4) Yは、平成12年12月、金融再生委員会から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（改正前のもの）第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受け、その経営が破綻した。X1らは、これにより、本件各出資に係る持分の払戻しを受けることができなくなった。

(5) 平成11年3月、X1らはYに対し、主位的に不法行為に基づく損害賠償請求権等を理由とする不当利得返還請求権に基づき、予備的には出資契約上の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、出資相当額および遅延損害金の支払いを求めた。

第1審は平成20年1月28日に判決、原審は平成20年8月28日に判決（いずれも不法行為は肯定するが消滅時効完成、債務不履行は肯定するが会社は消滅時効完成）がなされた。

そこで、Yから敗訴部分について上告がなされた。

2 判決の要旨

(1) 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、被上告人らの予備的請求である債務不履行による損害賠償請求を、遅延損害金請求の一部を除いて認容すべきものとした。

① 上告人が、実質的な債務超過の状態にあって経営破綻の現実的な危険があることを

説明しないまま、被上告人らに対して本件各出資を勧誘したことは、信義則上の説明義務に違反する（以下、上記の説明義務の違反を「本件説明義務違反」という。）。

② 本件説明義務違反は、本件各出資契約が締結される前の段階において生じたものではあるが、およそ社会の中から特定の者を選んで契約関係に入ろうとする当事者が、社会の一般人に対する不法行為上の責任よりも一層強度の責任を課されることは、当然の事理というべきであり、当該当事者が契約関係に入った以上は、契約上の信義則は契約締結前の段階まで遡って支配するに至るとみるべきであるから、本件説明義務違反は、不法行為を構成するのみならず、本件各出資契約上の付随義務違反として債務不履行をも構成する。

(2) しかしながら、原審の上記判断のうち、本件説明義務違反が上告人の本件各出資契約上の債務不履行を構成するとした部分は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。

契約の一方当事者が、当該契約の締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかった場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはないというべきである。

なぜなら、上記のように、一方当事者が信義則上の説明義務に違反したために、相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り、損害を被った場合には、後に締結された契約は、上記説明義務の違反によって生じた結果と位置付けられるのであって、上記説明義務をもって上記契約に基づい

て生じた義務であるということは、それを契約上の本来的な債務というか付随義務というかにかかわらず、一種の背理であるといわざるを得ないからである。契約締結の準備段階においても、信義則が当事者間の法律関係を規律し、信義則上の義務が発生するからといって、その義務が当然にその後に締結された契約に基づくものであるということにならないことはいうまでもない。

3 まとめ

本判決は、説明義務に違反したために、相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り、損害を被った場合には、後に締結された契約は、上記説明義務の違反によって生じた結果と位置付けられるのであって、上記説明義務をもって上記契約に基づいて生じた義務であるということは、それを契約上の本来的な債務というか付随義務というかにかかわらず、一種の背理であるとして、契約責任を否定したものである。

契約締結過程の説明義務違反の法的性質について、学説では契約責任ととらえる考え方が多数あるが、本事案は、一事例ではあるが、最高裁がはじめてその法的性質について判断を行ったものであり、重要な意義を有するものである。

契約締結過程における説明義務については、現在、法制審議会において、民法改正（債権関係）に関する審議の中で、当該規定を設けるか否か等について検討が進められているところであるが、今後どのように審議が進んでいくか注視していく必要がある。

（研究理事・調査研究部長）